共に生きる社会をめざして

【社会福祉課】

「障害者虐待防止法」が昨年10月1日に施行され、1年が経ちます。皆さんは「障害者虐待防止法」をご存じですか。今回は、皆さんと「障害者虐待防止法」について考えてみましょう。

障害者虐待防止法とは

障害者虐待防止法は、正しくは「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。

この法律名でご理解いただけると思いますが、この法律は、障害のある人への虐待を防止するだけではなく、障害のある人を養護する人を支援することを盛り込んでいます。

まず、障害者虐待について整理してみましょう。

虐待防止法では「虐待」について「身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、介護・世話の放棄（ネグレクト）、経済的虐待」の5つに分類されました。

また、虐待者を3つに分類し「養護者・障害者福祉施設従事者・使用者」による虐待が起こりうるとしました。

虐待の具体的な事例はつぎのとおりです。

◆身体的虐待とは…暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。

◆心理的虐待とは…脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

◆性的虐待とは…本人が同意していない性的な行為やその強要。

◆介護・世話の放棄（ネグレクト）とは…食事や排泄、入浴等の身辺の世話や介助をしない。必要な医療や教育を受けさせないことで、生活環境や身体的、精神的状態を悪化させること。

◆経済的虐待とは…本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

養護者の大変さ

障害のある人を日々支援している周囲の人が、知らず知らずの内に、または良かれと思って行ったことが障害のある人の権利を侵害し、虐待となってしまっていることがあります。日々、障害のある人と接している人だからこその「大変さ」があり、障害のある人のことを真剣に考え過ぎて「悩み」や「苦しみ」、それが過重なストレスとなって、思わぬところで障害のある人への虐待につながってしまうこともあります。

障害者虐待はダメということは簡単ですが、私たち市民が、同じ天理に暮らす障害のある人が虐待されることがないように何をすればいいのかを改めてみんな一緒に考えていきませんか。

障害者週間

12月3日～9日は「障害者週間」です。

「障害者週間」とは、この時期に国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として「国際障害者デー」の12月3日を起点に「障害者の日」の12月9日までの1週間と定めています。

週間中の行事

◎啓発物品の配布
◇日時　12月3日（火）15時30分～
◇場所　ザ・ビッグエクストラ天理店の入口付近

◎「障害者の日」記念事業
今年度は「筆子・その愛～天使のピアノ～」を上映します。
◇日時　12月8日（日）13時30分～（12時30分開場）
◇場所　文化センター　3階　文化ホール
◆問い合わせ　社会福祉課（☎内線735）または社会福祉協議会（☎61―2200）へ

市民の皆さんには、ぜひご参加いただき、障害がある人たちについて考えてみるきっかけになれば幸いです。